



平成27年度 津市中小企業振興事業補助金のご案内

中小企業の人材育成を支援します！！

津市では、市内中小企業者の人材育成を促進するため、実施に要する費用の一部を支援する津市中小企業振興補助金の交付を希望する企業を募集します。

補助対象者 本市の区域内に存する中小企業者であって、市内に事業所を有し、かつ1年以上事業を営むもののうち、製造業を主たる事業とする事業者。
ただし、大企業、及びみなし大企業は対象となりません。

補助対象事業 ◆次の内容を目的とした研修会の開催及び研修会への派遣。
補助金額

- (1) 生産性や技術力の向上による競争力強化
- (2) 生産管理、現場管理能力向上による事業の効率化
- (3) 経営管理能力向上による業務改善
- (4) 新事業の展開に必要な知識・技能の習得
- (5) 企画力・販売営業力などマーケティング力の強化

◇補助対象経費の合計額の1/2以内で、同一の補助事業者当たり10万円以下

※なお、他の公的機関から過去に補助金の交付を受けたり、今後交付を受ける予定の事業については対象外です。

また、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれません。

補助対象事業については条件等がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

※事業着手は交付決定日以降となります。

(既に着手したものや支払済みのものは対象外ですのでご注意ください。)

【募集受付期間(期間内であっても予算がなくなり次第、終了します。)

平成27年4月13日(月)～平成28年2月29日(月) 午後5時15分(当日必着)

問い合わせ先

津市 商工観光部 工業振興課

〒510-0392

津市河芸町浜田808 津市河芸庁舎4階

電話:059-244-1760

FAX:059-244-1763

詳しくは、津市産業振興センターホームページをご確認ください。

津市産業振興センターホームページ

<http://www.ipc.city.tsu.mie.jp/>

平成27年度

津市中小企業振興事業補助金（人材育成）の手続きフロー

事前相談

(補助事業者→市)

交付申請書の提出 (平成28年2月29日まで)

7日前までに提出

【交付申請書の添付書類】

- (ア) 事業計画書(人材育成)
- (イ) 研修の内容がわかる書類(受講講座パンフレット・開催要領等)
- (ウ) 研修会の開催に要する経費もしくは受講に要する経費を明らかにする書類の写し(見積書等)
- (エ) 市税の完納証明書

審査

(市→補助事業者)

交付決定通知

(変更の場合、変更承認申請)
事業実施
研修申込、参加、支払い等

(補助事業者→市)

実績報告書の提出 (平成28年3月31日まで)

審査

(市→補助事業者)

交付確定通知

(補助事業者→市)

請求書提出

(市→補助事業者)

補助金交付